プレス　リリース
Press Release

令和８年 11 月 16 日
愛媛県県民生活課
（内線 2336）

「犯罪被害者月間」県庁ロビー展について

11 月 1 日から 12 月 1 日は、「犯罪被害者月間」です。
県民の方々に対し、広く犯罪被害者等支援について関心と理解を深めていただくため、ロビー展を開催します。

１　期間　11 月 24 日（火）～11 月 27 日（金）

２　場所　愛媛県庁第一別館１階ロビー

３　内容　犯罪被害者等支援についてのパネルやポスターの展示
多機関連携支援等に関する動画や総理ビデオメッセージの放映

４　犯罪被害者月間とは

「犯罪被害者等基本法」の成立日である 12 月 1 日以前の 1 か月間を「犯罪被害者月間」と定め、集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。

５　連絡先

愛媛県県民環境部　県民生活課
消費・くらし安全安心グループ
電話 089- 912-2336　ファックス 089-912-2299

